

Vol.43 行政連携 大阪府配偶者暴力相談 支援センターとの連携報告



人権擁護委員会両性の平等部会 部会長 堀川 智子

かねてより、大阪弁護士会は、配偶者等からの暴力被害者に対する支援を行うため、人権擁護委員会両性の平等部会等を通じて関係諸機関と連携を図ってきたが、大阪府女性相談センターより、配偶者等からの暴力被害者支援の充実を図るため、DVに関する専門的知識と経験を有する弁護士の協力を得て法律相談を実施したいとの要望を受け、平成21年度より、以下の法律相談業務について毎年、担当弁護士の推薦を行っている。

第1 法律相談業務の内容

1 毎年度5月から（平成22年度までは4月から）3月まで毎月1名、担当弁護士を決め、一時保護利用者等及び配偶者暴力相談支援センター担当職員からの相談を受け、法的助言を行う。

2 相談方法

(1) 面談相談

大阪府女性相談センター等（大阪府女性相談センター8回、その他同センターの指定する場所3回）に、毎月1回（2時間）、担当弁護士が出向き、一時保護利用者等及び配偶者暴力相談支援センター担当職員から相談を受ける。

面談時間は1件30分で、1回あたり最大4件の面談相談を受ける。

法律相談が充実したものとなるよう、事前に、大阪府女性相談センターを通じて担当弁護士へ相談概要を知らせることになっている。

(2) 電話・FAXによる相談

当該月の面談相談を担当する弁護士が月当番となり、上記（1）の定例相談のほか、配偶者暴力相談支援センター担当職員からの電話やFAXによる随時の相談に対応する。

相談を受けた弁護士は、原則として翌日までに電話により回答する。

当該弁護士が対応できない場合は、他の弁護士（前後月担当の弁護士）が代行する。

第2 実施状況（平成26年5月から平成27年3月まで）

1 相談件数

面談相談は35件、その他FAXによる相談は1件であった。

面談相談は概ね1回あたり2～4件程度、年間30数件程度で推移している。

2 相談内容

面談相談35件の内、DV問題は33件で、そのうち離婚相談が29件、内縁関係解消の相談が2件であった。

その他債務整理や刑事告訴等についての相談があった。

3 相談後の対応

面談相談35件の内、3分の1程度が助言のみで終了し、継続相談あるいは受任となるケースは各3分の1程度と思われる。

第3 相談内容及び相談者の特徴など

1 DV問題

大阪府女性相談センターが実施する法律相談であり、一時保護利用者等及び配偶者暴力相談支援センター担当職員から相談を受けるものであるため、相談内容の大半はDV問題である。

2 離婚・内縁関係解消

保護命令申立手続自体についての相談は少なく(一時保護中に配偶者暴力相談支援センター担当職員等のサポートを得て、本人が申立てるケースが殆どである)、その後の離婚や内縁関係解消等に関する相談が大半を占めている。

なお、急ぎ対応が必要なものとして、保護命令が発令された後、相手方から即時抗告が申し立てられた場合の対応等についての相談がある。

3 経済的に厳しい状況に置かれ、心身が安定していない者が多い

相談者の多くは、経済的に極めて厳しい状況に置かれている(大阪府女性相談センターが平成24年6月1日から平成25年3月31日にかけて実施したDV被害母子調査によれば、一時保護時点での所持金が1万円に満たないものが全体の40%に及び、3万円未満のものが過半数を占めているということである)。

また、DV被害を受けたことで混乱し、心身が安定していない者が多いように感じられる。

4 法テラス案件

相談者の多くが経済的に極めて厳しい状況に置かれていることは、前述のとおりであり、相談者から事件を受任する場合、ほぼ例外なく法テラスの民事法律扶助制度を利用することになる。

第4 本連携に対する評価など

1 本連携について、大阪府女性相談センターの職員より、以下のようなご意見、要望をいただいた。

① DV問題について、専門的知識と経験を有する弁護士から法的助言を受け、また、そのような弁護士と繋がりを持つことが出来るので、本人にとっても担当職員にとっても、大きな安心感がある。

② 保護命令発令後に相手方から即時抗告が申し立てられた場合の対応等、配偶者暴力相談支援センター担当職員から、FAX等で急ぎ相談することがあるが、月1回の面談相談以外にも本人が直接相談する機会があればなお有難い。

2 DV問題について、専門的知識と経験を有する弁護士から法的助言を受け、また、そのような弁護士と繋がりを持つことが、当事者及びDV被害者を支援する立場にある者にとって、大きな安心感となっている、と本連携を評価する声をいただき、DV被害者を支援するため、弁護士会が配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携を図っていくことの重要性を改めて実感した。

継続的に暴力を受けてきたDV被害者は、心身に深い傷を負い、自ら考えて決定し、行動する力を奪われ、無力化している。

特に一時保護を受けているDV被害者の場合、親族等のサポートを得るのが困難なケースが多いと考えられるところ、施設を退所した後に、周囲のサポートなしに自ら、弁護士の法的助言を求めべく、一から行動するのを期待することは難しい。

また、せっかく法律相談に繋がっても、相談を受ける弁護士がみなDV問題に精通しているわけではなく、DV問題やDV被害者に対する認識や理解の不足から二次被害を招く虞も否定出来ない。

DV被害者が、一時保護中に、周囲のサポートを受けながら、DV問題について認識・理解のある弁護士に安心して相談し、適切な法的助言を受けること、また、かかる弁護士と繋がりを持っておくことは、退所後の見通しを立て、その後の手続きを円滑に進めていく上で非常に重要である。

また、上記①②については、担当職員からFAX等で相談を受けた後、本人面談による法律相談の必要性がある場合には、別途、担当弁護士の事務所において法律相談を実施することにより(相談者に資力が無い場合、担当弁護士が法テラスと民事法律扶助の契約を締結していれば、法テラスの制度を使って無料相談を受けることが可能である)、ある程度要望に応えることが出来るのではないかと思われ、この点の周知も行っていきたいと考えている。